

2021年1月8日
住友商事マシネックス株式会社

緊急事態宣言に対する対策について

住友商事マシネックス株式会社(以下「当社」)は、1月7日付政府発表の緊急事態宣言を踏まえ、社員及びお取引先の皆様等の健康面に配慮し、東京オフィス勤務社員を対象とした以下対策を実施致します。今回の措置により、お取引先や関係者の皆様には多大なるご不便、ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- ①勤務体制については在宅勤務を奨励し、テレワーク率70%を目指す。
- ②東京オフィス勤務者の、1都3県における接待・会食の実施を原則見合わせとする。
(期間：1月8日(金)以降緊急事態宣言が解除されるまで)

※①の対応により、当社オフィスの電話対応について、ご迷惑をおかけすることが御座います。ご連絡は担当者へ直接連絡頂くか、メール等の利用をお願いします。
尚、業務上の理由から外出が必要な場合には、所定の社内手続きに従い、事前了解を得た上で、可能な限り安全に配慮し業務遂行致します。

【本件に関するお問合せ】

住友商事マシネックス株式会社

当社ホームページ お問合せフォームから御連絡下さいますようお願い致します。

<https://www.smx.co.jp/jp/inquiry/>

以上